

一、
 本委員会は、先般、米穀増産委員会から提出された「米穀増産二十一件」中、委員会の審議を経て、結果として十二件に取纏め採擇シタル旨を報告ス。第一號議案、船内労働時間制定ニ關スル件（可決）

主 文
 吾等ハ經濟上並人道上船内一日八時間労働制ノ確立ヲ期ス

理 由
 賃金労働者ノ労働生活ハソノ有機的關係ニ立ツ各種労働條件ニヨツテ拘束サレ決定サレルル今日海上ニハ最低賃金制ノ確立ヲ見テキルガ本制度ハ是ニ對應スベキ労働量ノ決定ナクシテハ本質的ニ搾取ノ強化ヲ意味スルニ止マルト共ニ乘組定員問題ノ解決ヲ意味ニ付セントスル逆効果ヲモタラス。

特ニ陸上労働ニ比シソノ過激ノ度ニ於テ危險ノ度ニ於テ同一ノ論

労働者人権保障會大阪支所
 財団法人協同會大阪支所

一、
 本委員会は、先般、米穀増産委員会から提出された「米穀増産二十一件」中、委員会の審議を経て、結果として十二件に取纏め採擇シタル旨を報告ス。第一號議案、船内労働時間制定ニ關スル件（可決）

主 文
 吾等ハ經濟上並人道上船内一日八時間労働制ノ確立ヲ期ス

理 由
 賃金労働者ノ労働生活ハソノ有機的關係ニ立ツ各種労働條件ニヨツテ拘束サレ決定サレルル今日海上ニハ最低賃金制ノ確立ヲ見テキルガ本制度ハ是ニ對應スベキ労働量ノ決定ナクシテハ本質的ニ搾取ノ強化ヲ意味スルニ止マルト共ニ乘組定員問題ノ解決ヲ意味ニ付セントスル逆効果ヲモタラス。

特ニ陸上労働ニ比シソノ過激ノ度ニ於テ危險ノ度ニ於テ同一ノ論